

佐伯市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（案）骨子

近年ペットの飼養者が、長い間共に生活してきたペットの死に際し、いわゆるペット霊園で供養をする方が増加しています。しかし一方で、このペット霊園に設置される火葬施設、墳墓、納骨堂や、火葬炉を搭載した車については現在のところ直接これを規制する法令がありません。

本市では、市民の生活環境を保全するため、ペット霊園の施設の設置について基準等を設け、ペット霊園の設置を許可制とし、火葬炉を搭載した車で火葬を市内で行うものに対し届出を行うよう条例の制定を行うものです。

条例の概要

1 目的

この条例は、ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から適正に行われるための措置を講ずることにより、市民の生活環境及び事業活動に係る環境の保全に資することを目的としています。

2 設置の許可

ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません。

3 住民説明会等

ペット霊園の設置の許可申請をしようとする者は、事前にその計画について市長と協議をしたのち、設置予定地にその計画の内容を記載した標識を設置し、近隣住民への説明会を開催しなければなりません。

4 許可基準

- (1) ペット霊園の設置に対する許可基準のポイントは、次のとおりです。
- ・経営のための経理的基礎があること。
 - ・住宅や農用地から一定の距離離れていること。
 - ・給排水設備が整備されていること。
 - ・火葬施設において、防臭、防じん及び防音について十分な能力を有していること。
- (2) 許可基準を完全に満たしていない場合であっても、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合には、許可をすることができます。

5 移動火葬事業の届出

市内において移動火葬車を使用して営業する者は、あらかじめ市長に届け出なければなりません。

6 維持管理等

許可を受けペット霊園を運営する者は、施設を清潔に保持するなど、維持管理に関する計画に従い、適切に維持管理しなければなりません。

7 使用禁止命令等

市長は、条例の施行に必要な限度において、許可事業者に対し指導や勧告を行うことが出来ます。これに従わないときは、当該勧告に対する措置を取るよう命令することが出来ます。この命令に従わなければ許可を取り消し、使用を禁止することが出来ます。

8 公表

使用禁止命令に正当な理由なく従わないときは、その旨を公表することが出来ます。